

令和7年5月1日

関係事業主 殿

一般社団法人 中野労働基準協会
会長 半谷 雅典

機械研削といし取替え等の業務に係る特別教育(学科のみ)のご案内

研削加工技術は高速・高精度・自動化と、まことにめざましい進歩をとげていますが、一方、取り扱う作業者の知識、技能の追従がこれに伴わず、毎年全国で多数のグラインダによる災害が発生しており、特に研削といしの取替えと試運転の方法に誤りの多いことが指摘されております。

このため、労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条には「研削といしの取替え、試運転の業務」は特別教育を修了した者でなければ就業できないこととされています。

つきましては、この特別教育を下記により事業主に代わって実施しますので当該業務に従事する労働者が受講されますようご案内申し上げます。

記

1 趣 旨	・ 労働安全衛生法 第59条	} の規程に基づく教育を事業主に代わり実施し所定の資格を付与するものとする。
	・ 労働安全衛生規則 第36条	
	・ 労働安全特別教育規程 第1条	

2 日 時	令和7年7月29日(火)	受 付	午前8時00分から
		開 講	午前8時30分

3 場 所	中野地域職業訓練センター	中野市大字中野1457-1	☎0269(23)3005
-------	--------------	---------------	---------------

4 受講料等	会 員	7,000円	+	消費税700円	(合計 7,700円)
	会 員 外	8,000円	+	消費税800円	(合計 8,800円)
	テキスト代	1,200円	+	消費税120円	(合計 1,320円)

5 受講申込	申込書に記入し、7月15日(火)までに受講料・テキスト代を添えてお申し込み下さい。
	<申込先> (一社)中野労働基準協会

〒383-0013 中野市大字中野1863-1 (TEL 0269-22-2255)

申込書はFAX(0269-23-0729)でお送りいただき、受講料は振込でも受付いたします。

振込先：八十二銀行／中野支店 普通預金381906

※締切日前でも定員60名になりましたら受付を締め切らせていただきます。

6 教育内容及び時間

時 間		講 習 科 目
8:30～9:30	1H	関係法令
9:30～14:30 昼食 (12:00～13:00)	4H	機械研削用研削盤、機械研削用といし、取付け具等に関する知識
14:30～16:30	2H	機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識
16:30～		修了テスト

※機械研削用といし(研削盤等)の実技教育につきましては、各事業場で3時間以上実施し、その記録を保管してください。

7 修了証交付 全科目を受講した方に対して修了証を交付します。

8 そ の 他 * 申込み後の取消し、変更は7月22日(火)までとし、その後の取消し及び当日の欠席者には原則として受講料は返却いたしません。

* 当日は筆記用具(鉛筆・消しゴム等)をお持ちください。

* 駐車スペースが狭いため、詰めて駐車していただく場合があります。

* 昼食弁当(580円)を斡旋します。当日受付でご注文ください。

* 旧姓・通称等を修了証に併記をご希望の方は氏名等が確認できる書類を添付してください。

旧姓＝戸籍謄本、住民票の写し(市町村が発行した原本でマイナンバーの記載

のないもの(以下同じ))等公的機関の証明書で、旧姓が確認できるもの

通称＝住民票の写し等公的機関の証明書で、通称が確認できるもの